

「旅館業営業許可に係る審査基準」の一部改正（案）について

1 改正審査基準の内容

旅館業営業許可に係る審査基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
1 許可申請書には、次の書類が添付されていること。 〔(1)～(2) 略〕 <u>(3) 建物の一部に営業施設が存する場合</u> <u>にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</u> <u>ア 当該建物に現に居住の用に供している部分が存しないことを証明する場合</u> <u>当該建物に現に居住の用に供している部分がないことを確認できる書類</u> <u>イ 当該建物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であることを証明する場合</u> <u>当該建物の構造を確認できる書類</u> <u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> <u>当該建物の防音性能を確認できる書類</u> <u>(4)～(17) 〔略〕</u>	1 〔同左〕 〔(1)～(2) 同左〕 〔新設〕
2 <u>新設又は増改築</u>で新たに許可申請を行う場合 〔(1)～(4) 略〕	2 <u>新築又は改築</u>で新たに許可申請を行う場合 〔(1)～(4) 同左〕

3 [略] 4 令和5年12月13日より前に旅館業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(5)、(7)から(14)及び(16)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。	3 [同左] 4 令和5年12月13日より前に旅館業を譲り受けた者が行う許可申請（申請書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合、1で規定する添付書類のうち(1)から(4)、(6)から(13)及び(15)で譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である	

2 改正理由

大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号。以下「条例」という。）の旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準（第3条）に「法第3条第1項の許可の申請を行う時又は延べ面積の増加を伴う施設の改修を行う時において、宿泊施設が存する建物に現に居住の用に供している部分が存する場合にあっては、当該建物の構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。ただし、当該建物が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と同等以上の防音性能を有するものであると市長が認めるときは、この限りでない。」（以下「改正後の基準」という。）という規定を追加する予定としている。

本審査基準において旅館業の許可にあたっての審査要件を定めているところ、建物の一部に営業施設を設置し、営業施設として使用する部分以外に現に居住の用に供している部分がある場合には、建物の構造が改正後の基準を満たしているかどうかを審査する必要があるため、許可申請書に当該建物の構造その他防音性能を確認できる書類の添付を義務付ける。一方で、居住の用に供している部分がない場合には、そのことが確認できる書類の提出を義務付ける。

その他、現行の旅館業許可申請書と文言が異なる部分について修正を加える等、所要の改正を行う。

3 施行日

令和8年10月30日